

令和3年度 環境対応車導入促進助成事業の手続き

(公社) 福島県トラック協会

1. 申請

(1) 車両を登録する前に「環境対応車導入促進助成金交付申請書」(5枚複写)を使用し、事前に申請手続きを行うものとする。(福ト協へ送付)

ただし、継続して助成事業が実施できるよう4月～6月の登録車両に限り、事業完了日以降の申請を認めることとし、その受付期限は7月30日(金)とする。

また、年度当初において、要綱が決まっていない等の理由で申請書が送付できない場合は、次のとおり取り扱う。

- ① 「環境対応車導入促進助成金仮申請一覧」に記入し、メール又はFAXにて送信する。
- ② 福ト協より「環境対応車導入促進助成事業に係る申請仮受付通知書」を送付する。
- ③ 要綱等が決まり次第、交付申請書に必要事項を記入して福ト協に送付する。

車種	申請書の種類	(リースの場合) 利用できるリース会社
天然ガス自動車	CNGトラック用	環境優良車普及機構 (LEVO)
ハイブリッド自動車	ハイブリッドトラック用	LEVO 自動車リース事業者

(2) 発売の決定していない車両型式の申請は、受け付けない。

【提出書類】

- ① 環境対応車導入促進助成金交付申請書 (5枚複写のうち1～4枚目)
※5枚目は申請者控えとなる。
- ② 見積書 (写)
※買取り、リースともに添付

2. 交付決定

交付申請書を受領し、書類を確認後、順次交付決定を行うものとする。

(概ね7～10日で申請者へ送付)

3. 実績報告・支払い

(1) 買取り

- ①車両の登録完了または一括の場合のみ車両代金の支払完了のうち、いずれか遅い日から1ヶ月以内に実績報告書を提出する。
- ②助成金の支払いについては、原則として月末締め、翌月末の支払いとする（土曜・日曜・祝祭日にあたる場合は、その後の平日とする）。

提出書類	助成金支払先
① 実績報告書（様式3の(2)） ② 自動車検査登録証（写） ③ （一括の場合）領収書（写） ※車番等の導入車両を確認できる記載があること。 ※収入印紙付き領収書のほか、金融機関の窓口での支払いを証する振込受付書等も含む（金融機関の出納印必須／ATMの利用明細書は不可）。 ④ （割賦の場合）割賦販売契約書（写） ※契約書は事業者及び割賦販売会社が押印済みのもの。 ※契約書に車番等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、物件受領証等の導入車両を確認できる書類を添付する。	申請者

(2) リース

車両登録後、速やかに（1ヶ月以内）実績報告書を提出するものとする。
なお、助成金の支払いについては、実績報告書とリース会社からの請求書を照合し、リース会社へ直接支払うものとする。

提出書類	助成金支払先
①実績報告書（様式3の(1)） ②自動車検査登録証（写） ③リース契約書（写） ※契約書は事業者及びリース会社が押印済みのもの。 ※リース契約書に車番等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、借受証等の導入車両を確認できる書類を添付する。 ※転貸リース（転リース）の場合は、中間会社の契約書も含めて添付する。	リース会社

4. 変更・取下げの諸手続き

交付決定後に申請内容を変更する場合は変更届を、導入を中止する場合は取下届を速やかに福ト協へ提出するものとする。

提出書類	取扱い例
変更届 (様式4：環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書)	①型式の変更（車両クラスの変更を伴わないもの） ②申請台数の減車 ③使用本拠位置の変更（同一都道府県内に限る） ④大幅な登録予定日の変更 ⑤その他軽微な変更事項
取下届 (様式5：環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書)	①助成額の増額を伴う変更 ②導入の中止 ③ その他変更届で対応できない事項

5. 財産の処分制限等

環境対応車導入促進助成金交付要綱第11条、12条に該当する場合は、財産処分等の制限期間が経過するまでの期間に相当する分の助成金の返還（原則として月数割り）を求めることがある。

ただし、福ト協及び国が承認し、以下に該当する場合は、原則として助成金返還の対象としない。

(1) 処分等の理由が自己の責によらないと判断されるもの

(2) 処分等がやむを得ないと判断されるもの

助成金の返還の対象としない場合であっても「財産処分等届」を提出する。

◎財産処分等の取扱いについて

		申請者→福ト協	福ト協→申請者	返還請求先
助成金交付前		環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書（様式5）	—	—
助成金交付後	購入	環境対応車導入促進助成事業に係る助成金財産処分等届出書（様式6）	環境対応車導入促進助成事業に係る助成金の返還について（通知）	都道府県ト協
	リース			リース会社